

選挙運動用自動車使用証明書

(運 転 手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和5年 **10**月 **26**日 ←最終使用日以降の日付

令和6年 **10**月 **27**日執行 富山県知事選挙

候補者 **富山 花子**

記

運転手の氏名及び住所	富山市新総曲輪1-2 △△ △△	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和6年 10 月 10 日	12,500 円	
〃 10 月 11 日	12,500 円	
〃 10 月 12 日	12,500 円	
〃 10 月 13 日	12,500 円	
〃 10 月 14 日	12,500 円	
〃 10 月 15 日	12,500 円	
〃 10 月 16 日	12,500 円	
〃 10 月 17 日	12,500 円	
〃 10 月 18 日	12,500 円	
〃 10 月 19 日	12,500 円	
〃 10 月 20 日	12,500 円	
〃 10 月 21 日	12,500 円	
〃 10 月 22 日	12,500 円	
〃 10 月 23 日	12,500 円	
〃 10 月 24 日	12,500 円	
〃 10 月 25 日	12,500 円	
〃 10 月 26 日	12,500 円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。